

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年4月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500555 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600007 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 9 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和 21 年 3 月 31 日から昭和 23 年 1 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の C 小学校（現在は、D 小学校）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 男（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 2 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 9 月 1 日まで
② 昭和 21 年 3 月 31 日から昭和 23 年 1 月 1 日まで

請求期間①について、私の母（訂正請求記録の対象者）は、具体的な年月は分からぬが、E 学校（現在は、F 大学）在学中の昭和 19 年から昭和 20 年の終戦までの間に、徴用されて女子挺身隊として G 地方の A 社に勤務していた。

請求期間②について、私の母は、E 学校卒業後の昭和 21 年 3 月 31 日から昭和 22 年 12 月 31 日までは、C 小学校に教諭として勤務していた。

しかし、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、F 大学が提出した訂正請求記録の対象者の在籍証明書、同大学の沿革に係る資料及び同大学の回答から、正確な期間の特定はできないものの、訂正請求記録の対象者が、E 学校在学中の昭和 20 年 1 月 2 日以降に勤労動員され、A 社に勤務していたことは推

認できる。

しかしながら、請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚の氏名は分からないと陳述している上、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したもの、訂正請求記録の対象者の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な回答を得ることができなかった。

また、B社は、「当時の資料は残っていない。」と回答している上、請求者も、訂正請求記録の対象者の給与明細書等を所持していないことから、請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者は、訂正請求記録の対象者は、女子挺身隊として勤務していたと主張しているが、B社及び複数の元従業員に照会したものの、訂正請求記録の対象者が、当時、女子挺身隊として勤務していたことを確認することはできなかった。

一方、上記のとおり、訂正請求記録の対象者は、E学校在学中にA社に勤労動員されたことが推認できることから、勤労動員学徒であった可能性もうかがえるが、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び昭和19年5月29日付け厚生省告示第50号によると、勤労動員学徒は、厚生年金保険の被保険者には該当しない旨が明文化されている。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、H県教育委員会教育長の回答及び請求者が提出した訂正請求記録の対象者の退職時の辞令から、訂正請求記録の対象者がC小学校に教諭として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和28年9月1日に施行された厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和28年法律第117号）により、旧厚生年金保険法第16条の被保険者要件に、教育事業を行う事業所に使用される者が追加されたものであり、請求期間②は同法の施行前の時期である。

また、オンライン記録によると、D小学校（請求期間②当時は、C小学校）は、昭和63年9月19日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、請求期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚の氏名は分からないと陳述していることから、同僚に対し厚生年金保険への加入状況や厚生年金保険料の控除について照会することができない上、請求者は、訂正請求記録の対象者の給与明細書等を所持しておらず、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。